

配備体制基準

体制	地震	風水害	原子力
災害対策本部 (本部長:知事) (地震:緊急初動対策班全員、 平常時の1課が災害対策本部 の1班)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内震度6弱以上の地震 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で特別警報 ・大雨、洪水、暴風警報が発表されて知事が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害に至る可能性が高い事象が生じた場合 (例)全交流電源喪失
・災害救助法を適用する災害			
災害警戒本部 (本部長:副知事) (防災6名×2班) (風水害:全庁約240名) (地震:緊急初動対策班全員) (原子力:全庁約180名)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内震度5弱、5強 ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒、巨大地震注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全域で大雨、洪水、暴風警報が全て発令 ・2以上の土木事務所管内の市町で土砂災害警戒情報が発表 ・大雪警報、暴風雪警報が発表され、かつ災害の発生のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害が発生する可能性が生じた場合 (例)3時間以上の外部電源喪失
災害警戒体制 (防災6名×1班) (風水害:全庁約180名) (原子力:知事公室9名)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内震度4 ・国内で震度6弱以上 ・南海トラフ地震臨時情報 (調査中) ・関西広域連合構成府県および連携県、岐阜県で震度5強以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県原子力施設等立地市町において震度5弱または震度5強の地震
災害警戒準備体制 (宿直等2名) (風水害:全庁約70名)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内震度3 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報、洪水注意報、大雪警報 	

※事故災害(湖上災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、毒物劇物災害、大規模な火事災害、林野火災)や、雑踏事故などによる突発重大事故が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部(本部長:副知事)を設置